



米国会計関連情報 最近の論点

FASB/IASB一収益認識に関する 合同の移行リソース・グループが 顧客に支払われる対価等について討議

FASB及びIASB(以下「両ボード」)の収益に関する合同の移行リソース・グループ(Transition Resource Group, TRG)は2015年3月30日、4回目の会議を開催し、新基準に関する8つの論点を討議した¹。TRGメンバーは概ね、利害関係者が討議した論点の大部分について新基準のガイダンスを理解でき、また適用が可能であるとの見解であった。ただし、一部の論点については、ガイダンスの追加や新たな基準の策定により、実務におけるばらつきが軽減される可能性がある。

TRG会議は、FASBの拠点であるコネチカット州ノーウォークとIASBの拠点であるロンドンで、テレビ会議を通じて開催される。しかし、今回は音声と映像の技術的な問題から、ノーウォークとロンドンで別々に会議を開催する結果となった。両ボードのスタッフはそれぞれの会議の討議についてTRGに報告する予定である。この号では、TRGの討議及びすべてのメンバーの主な発言内容を要約している。

【概要】

- FASBは、顧客に支払われる対価に関するガイダンスと取引価格の変更に関するガイダンスの関係について明確にするための改訂の要否を検討する予定である。
- FASBは、履行義務の識別に関する「一連の(series)」ガイダンスの適用を、任意とするか否かについて決定する予定である。
- FASBとIASBは、TRGへのトピックの提出をいつまで受け入れるかについて検討している。

【主な影響】

- TRGは引き続き、新基準の適用に役立つ多くの論点について概ね同じ見解に達している。FASBは、追加的な基準策定やTRG会議の議事録の提供を通じて、または米国公認会計士協会(AICPA)のガイドに含めるため業種固有の論点をAICPAに提案することにより、ガイダンスを提供する可能性がある。

¹ 移行リソース・グループのペーパーはwww.fasb.org より入手可能。FASB ASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」(www.fasb.org より入手可能)、及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」。

【顧客に支払われる対価】

新基準では、顧客に支払われる対価を、企業が顧客(あるいは顧客から企業の財またはサービスを購入する他の当事者)に支払うか、または支払うと見込んでいる金額としている。企業は、支払いが別個の財またはサービスとの交換によるものであり、企業がその財またはサービスの公正価値を合理的に見積ることができる場合を除き、顧客に支払われる対価を、取引価格の減額として会計処理しなければならない。顧客に支払われる対価の金額が、顧客から受け取る財またはサービスの公正価値を超過する場合は、その超過額を取引価格の減額として会計処理する。

顧客への支払いを、契約ごとと顧客関係ごとのいずれで評価するべきか、及び流通経路内のどの範囲までの支払いを評価するべきかについて、利害関係者から疑問が提起された。また、顧客に支払われる対価が変動対価となる場合(例:リベート、返金、価格譲歩)に、そのような顧客に支払われる対価をいつ認識するべきかについても、利害関係者から疑問が提起された。契約を締結する際に、企業が価格譲歩を提供することを意図している場合には、対価に変動性があることになり、企業は変動対価のガイダンスに従い取引価格を見積ることが要求される。他方、顧客に支払われる対価に関するガイダンスでは、当該支払いに関連する収益を認識する時点と、企業が支払いを行うか支払いを約束する時点とのいずれか遅いほうでその金額を認識することが要求される。これに関して、企業がある時点で価格譲歩を提供することとしたが、支払いを実際に約束するのがそれよりも後になり得るとの意見が利害関係者から寄せられた。

顧客に対する支払いを、契約ごとと顧客関係ごとのいずれで評価するべきかについては、TRGメンバー間で見解が分かれた。米国のメンバーは、顧客への支払いを顧客関係ごとに広く評価することは、現行のU.S. GAAPと整合しているとした。しかし、たとえ現行のU.S. GAAPと同様に推定することを両ボードが意図していたとしても、新基準はそのような記載にはなっていないとTRGメンバーの多くは考えている²。TRGメンバーのほとんどは、両ボードの意図は、企業が取決めの実質を検討し、その取決めに取引価格の減額が含まれているか否かを判定することであるとの見解を示した。スタッフは、議事録を作成する際に、両ボードの意図に関するこれらの見解を含めることで合意した。

流通経路内のどの範囲までの支払いを評価するべきかについても、TRGメンバー間で見解が分かれた。一部のTRGメンバーは、単一の流通経路に含まれる当事者のみを顧客とするべきであるとしたが、「顧客の顧客」をもっと広い範囲で解釈するべきであるとしたTRGメンバーもいた。これらのTRGメンバーは、新基準の結論の根拠における、顧客の顧客に関する言及は、販売代理人として活動する企業に適用されると考えている。これらのTRGメンバーは、販売代理店は、販売代理店自身の顧客を本人とみなしているが、本人の最終顧客(すなわち、販売代理店の顧客の顧客)についても、販売代理店自身の顧客とみなす可能性があり、その場合には、販売代理店は顧客に支払われる対価に関するガイダンスを、本人と本人の最終顧客の両方に適用することになると考えている。

TRGは、顧客に支払われる対価に関するガイダンスと取引価格の変更に関するガイダンスの関係についても討議した。一部のメンバーは、この2つのガイダンスは互いに矛盾しており、明確化が必要であるとした。複数の米国メンバーは、解釈のばらつきを軽減するために新基準の明確化が必要であるとした。FASBは、対応するとするならばどのような対応が必要かを検討することで合意した。TRGメンバーの多くは、企業は変動対価に関するガイダンスを広く適用し、企業が入手できる最善の情報(企業が支払う約束をする(すなわち、顧客に支払う意図を伝達する)前であっても、顧客に支払う意図があるか否かを含む)に基づき取引価格を調整するべきであるとの見解を示した。

2 FASB ASC Subtopic 605-50「収益認識—顧客への支払い及びインセンティブ」www.fasb.orgより入手可能。

【一連の別個の財及びサービス】

契約開始時に、財またはサービス(あるいは財またはサービスの束)が以下のいずれかを満たす場合には、それぞれを履行義務として会計処理しなければならない。

- (a) 別個のものである
- (b) ほぼ同一で、顧客への移転パターンが同じである一連の別個の財またはサービスである(以下「一連要件」)

この一連要件は、反復的に提供される財またはサービスの会計処理への収益認識モデルの適用を単純化し、履行義務の識別における首尾一貫性を高めるために新基準に含められたものである³。月極めの清掃サービスのように反復的にサービスを提供する契約では、企業は、サービスの個々の増分(例:年、月、日、時間ごとの増分)を履行義務として取り扱うのではなく、清掃サービスを提供する約束を単一の履行義務として取り扱う。

TRGメンバーの一部から、特定の業種では、一連要件により、実務への適用が単純化されず、より複雑になるとのコメントが寄せられた。米国のTRGメンバーは、一連要件を強制ではなく任意とすることを検討するようFASBIに提案した。FASBのボード・メンバーは一連要件を実務上の便法とすることを検討することで合意した。

連続した引渡しまたは履行

新基準の結論の根拠においては、一連要件に関する両ボードの意図を説明するために、「連続的に(consecutively)」という文言が用いられている。新基準の結論の根拠BC113項では、「両ボードは、モデルの適用を単純化するとともに、企業が同一の財またはサービスを一定の期間にわたり連続的に提供する状況(例えば、反復的なサービスの取決め)での履行義務の識別における首尾一貫性を高めるため、この(一連の)概念を履行義務の定義の一部として含めることを決定した」としている。そのため、財またはサービスが連続的に提供される場合にのみ一連要件が適用されるのかという疑問が利害関係者から提起された。

TRGメンバーは、「連続的に」という文言は基準書本文では用いられていないことを示し、一連要件を満たすために、一連の財は必ずしも連続的に移転する必要はないとの見解で概ね一致した。したがって、TRGメンバーは、履行時期に空白期間または重複期間があったとしても一連要件が満たされ得ると考えている。

一連要件を適用した場合としない場合との比較

一部の利害関係者から、財またはサービスを一連のものとしてではなく個々に独立した履行義務として取り扱った場合、収益認識のパターンが変化する場合、一連要件の適用が適切であるか否かという疑問が提起された。TRGメンバーはこの論点について討議し、企業が一連要件を適用するか否かについて結論付けるために、一連要件を適用する場合と適用しない場合の収益認識のパターンを比較することは要求されていないこととした。TRGメンバーは一連要件を適用するか否かによる収益認識パターンの変化を評価することを要求する場合には、一連要件を基準書に含めた際の両ボードの意図がほとんど反映されなくなってしまうとした。

【変動性のある値引き】

新基準には、取引価格の履行義務への配分に関するガイダンスが含まれている。値引きを1つまたは複数(ただし全部ではない)の履行義務に配分するガイダンスは、変動対価を1つまたは複数(ただし全部ではない)の履行義務に配分するガイダンスとは相違している。取引価格に含める変動対価の金額を見積ることにより、取決めに係る値引きが発生し得るため、企業が以下のいずれを適用するべきであるかについて、一部の利害関係者から疑問が提起された。

3 FASB ASU第2014-09号paragraph BC113 www.fasb.org より入手可能

- 値引きを複数(ただし全部ではない)の履行義務に配分するガイダンス
- 変動対価を複数(ただし全部ではない)の履行義務に配分するガイダンス

TRGメンバーは概ね、新基準が変動対価の配分に関する優先順位を確立しているとの見解であった。したがって、契約に変動対価が含まれている場合は、企業は値引きの配分に関するガイダンスを検討する前に、まず変動対価の配分に関するガイダンスを適用する⁴。値引きが変動対価ではないか、または値引きが特定の履行義務に変動対価を配分するための要件を満たさない場合にのみ、企業は値引きの配分に関する規定を考慮する。

【重要な権利】

追加的な財またはサービスを取得する顧客のオプションには、ロイヤルティ・プログラム、バウチャーまたは将来の購入に係るその他の値引き、及び契約更新オプションが含まれる。新基準によれば、企業は、追加的な財またはサービスを取得する顧客のオプションが、重要な権利を顧客に提供するか否かを判定しなければならない。顧客のオプションが重要な権利である場合には、当該オプションは履行義務となる。

TRGは2014年10月のTRG会議で、顧客のオプションが重要な権利を提供するか否かの評価について討議した。TRGメンバーのほとんどは、この評価には、過去、現在及び将来の顧客との取引を含めるべきであり、また定量的要因と定性的要因(その権利が累積する(例:ロイヤルティ・ポイント)か否かを含む)の両方を考慮するべきであると考えている⁵。

TRGは2015年3月の会議で、以下の論点について討議した。

- 顧客による重要な権利の行使をどのように会計処理するべきか
- 重要な権利を顧客に提供する顧客のオプションに、重大な金融要素が含まれるか否かをどのように評価するべきか
- 返金不能な前払報酬をどの期間にわたって認識するべきか

1つ目の論点では、重要な権利の顧客による行使を以下のいずれとして会計処理するかが討議された。

- (a) 当初の契約の継続
- (b) 契約変更
- (c) 変動対価

TRGメンバーは概ね、重要な権利の行使を、(a)当初の契約の継続または(b)契約変更のいずれかとして取り扱うことができるとの見解であった。当初の契約の継続とする場合は、重要な権利に配分される対価を、契約オプションのもとで提供される財またはサービスについて受け取る、追加の対価として取り扱う。契約変更とする場合は、オプションの行使時に移転される財またはサービスが契約で約束した他の財またはサービスとは別個のものであるかを評価し、別個のものである場合は、その財またはサービスに帰属する金額が、それらの独立販売価格であるか否かを評価しなければならない。この評価の結果により、契約変更を将来に向かって会計処理するべきか、累積的なキャッチアップ修正を行うべきかが決定される⁶。FASBのスタッフは、オプションの対象となる財またはサービスは、当初の契約で約束された財またはサービスとは別個のものとなる可能性が高いとし、したがって、重要な権利の行使を(a)と(b)のいずれのアプローチで会計処理したとしても、大抵の場合は、差異が生じないことになると想定されるとコメントした。また

4 FASB ASC paragraph 606-10-32-36から32-41 www.fasb.orgより入手可能。

5 Defining Issues 第2014-49号「FASB/IASB—収益認識に関する合同の移行リソース・グループが5つの新しい論点を討議」を参照。

6 FASB ASC paragraph 606-10-25-10から25-13 www.fasb.orgより入手可能。

TRGメンバーは、類似する重要な権利については、一貫して会計処理するべきであるとの意見だった。

TRGメンバーは、顧客が「実質的に将来の財またはサービスに対して企業に前払いをしている」⁷ため、重要な権利に重大な金融要素が含まれるか否かについても討議した。TRGメンバーは概ね、新基準書上、取決めに重大な金融要素が含まれるか否かを考慮すべきであることは、明確であるとの見解であった。TRGメンバーは、この決定には判断が要求され、金融要素に関するTRGの包括的な検討にあるように、特定の事実及び状況に左右されると考えている。詳細な情報については、「重大な金融要素」のセクションを参照のこと。

TRGメンバーは概ね、返金不能な前払報酬により重要な権利が顧客に提供される場合、顧客が更新に関連する重要な権利を有するならば、その更新による延長期間を当初の契約期間に加えられた期間にわたり、その前払報酬を認識するという見解であった。他方、返金不能な前払報酬により重要な権利が顧客に提供されないと企業が結論付ける場合には、その前払報酬を契約で約束した財またはサービスについての前払いとして会計処理し、それらの財またはサービスを提供するにつれて、または提供する時点で認識する。この取扱いは、返金不能な前払報酬を繰り延べて、履行が予測される期間（顧客との関係が継続する期間となることが多い）にわたって認識するとする現行のSECガイダンス⁸とは異なっている。

【契約を識別する前に部分的に充足された履行義務】

顧客との契約に収益認識モデルのステップ2以降を適用し、収益を認識するためには、ステップ1で特定されている要件を満たさなければならない。企業は、特定の予想される契約について、以下の時点で活動を開始する場合がある。

- 顧客との契約を締結する前
- 顧客との契約がステップ1の要件を満たす前(例:回収可能性が高くない場合)

契約確立日(contract establishment date, CED)より前に、企業が購入注文を受け取り、予想される契約について財の製造を開始している場合に、収益をどのように認識すべきかについて疑問が提起された。

TRGメンバーのほとんどは、CEDより前に行われた活動が、履行義務の充足に向けた進捗となる場合、顧客との契約が存在する日(またはCED)において、収益を累積的にキャッチアップして認識するべきであると考えている。ただし、原材料または部品(例:据付前の原材料)のうち、履行義務の充足に貢献していないものについては、収益を認識しない。このアプローチは、CED時点で充足されている(または部分的に充足されている)履行義務を反映するものである。

⁷ FASB ASC paragraph 606-10-55-42 www.fasb.orgより入手可能。

⁸ SEC Staff Accounting Bulletin Topic13「収益認識」www.sec.govより入手可能。

設例：請負製造業者

請負製造業者が、高度にカスタマイズされた財を製造する長期契約を顧客と締結する。企業は引渡予定日の30日前に購入注文を顧客から受け取る。顧客は、引渡しの15日前までは購入注文を取り消すことができる。製造業者は、購入注文が取消不能となって以降、その財の仕掛品すべてについて支払いを受け取る契約上の権利を有する。製造業者は購入注文が取消不能となる前に、一部の財を組み立てたり、仕掛品を保有する場合がある。

履行義務が一定の期間にわたって充足されるのか、一時点で充足されるのかの評価は、企業が履行義務の充足をいつ開始するのかに左右される。購入注文が取消不能となるまで財の組立てを開始しない場合は、その財は一定の期間にわたって充足される履行義務であると結論付けられる。これは、カスタマイズされた財が他に転用できず、製造業者は履行義務の充足を開始した時点から支払いを受け取る強制可能な権利を有するからである。他方、顧客が購入注文を取り消すことができる期間に財の組立てを開始する場合は、その期間に完了した履行について支払いを受け取る強制可能な権利を有していないため、収益を一時点で認識することになる。

上記とは異なり、顧客が取消不能な購入注文を財の引渡予定日の15日前に行うが、企業がすでに一部の財を組み立てている場合、企業はCED時点で支払いを受け取る強制可能な権利を有することになる。したがって、履行義務の累積的な充足について収益を認識することになる。

さらに、TRGメンバーのほとんどは概ね、他のFASB会計基準編纂書の適用範囲に含まれないCED前に発生した履行コストが資産化の要件⁹を満たす場合、予想される契約を履行するためのコストとして資産化されるとの見解である。そのようなコストは、CED時点ですでに顧客に移転したとみなされる財またはサービスに関するCEDまでの進捗に関するものである場合、CEDにおいて即時に費用化される。それらの進捗に関連しないコストは、財またはサービスの移転と整合する方法で定期的に償却される。

【製品保証】

現行のU.S. GAAPのもとでは、独立に価格設定された契約に基づく製品保証を除き、製品保証に収益を配分しない。製品保証が独立に価格設定された合意に基づくものではない場合、企業は要求された保証を充足するためのコストの見積額について負債を計上する。独立に価格設定された製品保証に係る収益は、製品保証の契約価格に基づく。

新基準では、製品保証がアシュアランスを提供するもの（アシュアランス型製品保証）であるかサービスを提供するもの（サービス型製品保証）であるかの評価が要求される。サービス型製品保証（独立に価格設定されていない製品保証が含まれる）については、財またはサービスの独立販売価格の比率に基づき取引価格を履行義務に配分する。新基準は、製品保証を独立で購入するオプションを有している場合は、サービス型製品保証であることを明確にしたうえで、製品保証がサービス型製品保証であるかを評価する際に企業が考慮すべき3つの要因を挙げている。

■ 法律で要求されているか：

製品保証を要求する法律が存在することにより、その製品保証が履行義務ではないことが示される。このような法律は、欠陥製品を購入するリスクから顧客を保護するために設けられる。

⁹ FASB ASC paragraph 340-40-25-5 www.fasb.orgより入手可能。

■ **保証対象期間の長さ:**

対象期間が長いほど、サービスを提供している可能性が高いため、約束した製品保証が履行義務である可能性が高い。

■ **企業が履行を約束している作業の内容:**

製品が合意された仕様に従っているというアシュアランスを提供するために企業が特定の作業(例:欠陥製品に係る返品の運送サービス)を行う必要がある場合、その作業は履行義務を生じさせない可能性が高い。

どのような製品保証が顧客にサービスを提供するかの明確な判定基準がないため、企業が特定の製品保証をどのように評価するのかという疑問が、利害関係者から提起された。TRGメンバーは概ね、製品保証がサービスも提供するか否かは個々の事実及び状況に基づき判定し、この判定には判断が要求され、現行のU.S. GAAPとはその結論が相違することもあり得るとの見解であった。

【重大な金融要素】

取引価格を算定する際に、契約に重大な金融要素が明示的または黙示的に含まれている場合、企業は約束した対価の金額を貨幣の時間価値について調整する。

新基準には、重大な金融要素の有無を評価するのに役立つガイダンスが含まれている。以下の3つの要因のいずれかに該当する場合は、契約に重大な金融要素は含まれていない。

- 顧客から前払いを受け取っており、財またはサービスの顧客への移転の時期が顧客の裁量で決まる。
- 対価のうち相当な金額に変動性があり、顧客または企業は、対価の金額または時期を支配することができない。
- 約束した対価と約束した財またはサービスの現金販売価格との差額が、資金提供以外の理由で生じており、差額が相違の理由に見合っている。

実務上の便法として、企業は契約開始時において、財またはサービスを移転する時点と顧客が支払う時点との間の期間が1年以内となると見込んでいる場合には、重大な金融要素について取引価格を調整することが要求されない。

TRGは、以下の適用上の論点を中心に討議した。

- 上述の3つ目の要因である、約束した対価と現金販売価格との差額が重大な金融要素と関連しないかを判定する際の評価
- 約束した対価が現金販売価格と同額であるケースへのガイダンスの適用
- 新基準が重大でない金融要素の会計処理を除外しているか否か
- 複数の履行義務について単一の支払いが行われるケースにおける、実務上の便法の適用
- 重大な金融要素を含む取決めに係る利息の算定
- 顧客との契約に複数の履行義務が含まれる場合の、重大な金融要素に関するガイダンスの適用

TRGメンバーは、重大な金融要素を含まないと判定するための3つ目の要因をどの程度広く適用すべきかを中心に討議した。TRGメンバーは、また、この要因により、(特に前払いについて)実務のばらつきが生じるかについても討議した。特に、約束した対価と約束した財またはサービスの現金販売価格との差額が資金提供以外の理由で生じているか否か、及びその差額が相違の理由に見合っているか否かを企業がどのように解釈すべきかが問題となった。TRGメ

ンバーのほとんどは、契約に重大な金融要素が含まれるか否かの判定(金融要素が含まれるのか、及び含まれる場合はそれが契約にとって重大であるのかの両方の判定)は判断の問題であると考えている。特定のTRGメンバーは、3つ目の要因は、後払いよりも、前払いについて満たされる状況のほうが多い可能性があると言った。TRGメンバーは、明確な境界線がないため、事実及び状況をすべて分析することが重要であると考えている。

TRGメンバーは、約束した対価が現金販売価格と同額であるからといって、重大な金融要素が含まれないと自動的にみなすべきではないと考えている。約束した対価の金額と現金販売価格または定価との差額の有無は、重大な金融要素の有無を判定する際の1つの要因ではあるが、それのみで決定づけられるわけではない。TRGメンバーは概ね、何を財またはサービスの現金販売価格とするのかの判定には判断が伴う場合があり、定価が現金販売価格であるとみなすべきではないと考えている(例:ゼロ金利融資契約)。

新基準では重大な金融要素の会計処理を要求しているが、TRGメンバーは、契約にとって重大ではない金融要素について企業が会計処理することを禁じる規定は新基準のガイダンスにないとするスタッフ・ペーパーに記載されたスタッフの見解と同意見であった。

TRGメンバーは、複数の履行義務について単一の支払いが行われる状況では、企業は実務上の便法を適用するか否かについて判断を適用する必要があるとのスタッフの見解と同意見であった。この場合、支払いは複数の履行義務に比例的に配分すべきである。

TRGメンバーは、重大な金融要素に関する調整を、すべての履行義務ではなく単一または一部の履行義務のみに帰属させるべきか否かについても討議した。TRGメンバーは、取引価格を履行義務に配分する前に、重大な金融要素を考慮して取引価格を算定していると考えている。金融要素を単一の履行義務または履行義務の一部に帰属させることには、判断が要求されることも考えている。FASBメンバーは、特定の配分に関する事例の収集についてはAICPAのほうが適任であるのではないかと指摘した。

【拠出は新基準の適用範囲であるか否か】

企業は、適用範囲に含まれない取引を除く、すべての顧客との契約に新基準を適用しなければならない。拠出は、Topic 606において列挙されている適用範囲外の取引に含まれていない。そのため、一部の利害関係者から、拠出を新基準に従って会計処理することがFASBの意図であるのかとの疑問が寄せられていた。

TRGメンバーは、拠出は相互に便益を与え合う取引ではなく(nonreciprocal)、交換取引ではないと考えている。顧客は交換取引において財またはサービスを獲得するために企業と契約した当事者と定義されているため、拠出は新基準の適用範囲に含まれないとTRGメンバーは考えている。この見解は、収益認識についてのASU Subtopics 605-10及び非営利企業に関する収益認識についてのASU Subtopic 958-605¹⁰に対し付随的に行われた改訂と整合する¹⁰。FASBメンバーは、AICPAが公表する予定の監査・会計ガイド「非営利企業の収益認識に関するガイド」にこの見解を反映させるよう提言した。

¹⁰ FASB ASU Subtopic 605-10「収益認識—全般」及び FASB ASU Subtopic 958-605「非営利企業—全般」 www.fasb.orgより入手可能。

【次のステップ】

次回のTRG会議は2015年7月13日に開催される予定である。

- **本人か代理人かの検討に関するガイダンス:**
両ボードはさらなる改訂について引き続き検討している。
- **適用日:**
FASBは2015年4月1日、新基準の適用日を1年間延期する提案に合意した¹¹。IASBは4月末の会議で適用日について討議する予定である。
- **知的財産のライセンス及び履行義務の識別:**
FASBは2015年第2四半期に公開草案を公表する予定である。
- **移行の実務上の便法、売上税の表示、現金以外の対価及び回収可能性:**
FASBは、知的財産のライセンス及び履行義務の識別に関する公開草案の公表後、これらの論点に関する公開草案を45日間のコメント期間を付して公表する予定である。
- **IASBの予定:**
IASBはアウトリーチ活動を引き続き実施し、実質的にすべての論点が審議されてから、2015年下半年に新基準を改訂する公開草案を公表する予定である。

11 Defining Issues 第2015-12号「FASB—収益認識に関する基準書の適用日の延期を提案」を参照。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 会計・審査統括部

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
April 2015 No. 15-13をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようにご注意願います。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関しご質問等ございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。